

○米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日条例第36号

米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。
- 4 第2項本文の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第4号並びに第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(米子市個人情報保護条例の一部改正)

- 2 米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）の一部を次のように改正する。  
第8条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。  
(米子市個人情報保護条例及び米子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 米子市個人情報保護条例及び米子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（平成26年米子市条例第29号。以下「平成26年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条中米子市個人情報保護条例第8条の2第2項の改正規定を削る。

第2条のうち米子市個人情報保護条例第8条の2第3項の改正規定中「第8条の2第3項本文」を「第8条の2第2項本文」に改める。

(調整規定)

- 4 この条例の施行の日が法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後となる場合は、附則第1項ただし書及び前項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の日と平成26年改正条例第2条の規定の施行の日が同一となる場合は、米子市個人情報保護条例第8条の2は、平成26年改正条例第2条の規定によってまず米子市個人情報保護条例第8条の2第3項の規定のみが改正され、次いで附則第2項の規定によって改正されるものとする。
- 6 前項の場合においては、附則第3項の規定は、適用しない。
- 別表第1(第4条関係)

| 機関 | 事務  |
|----|---|
| 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるものであって、規則で定めるもの |

別表第2(第4条関係)

| 機関   | 事務  | 特定個人情報   |
|------|---|--|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるものであって、規則で定めるもの | 次に掲げる情報であって、規則で定めるもの<br>(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報<br>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報<br>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報<br>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定めるものに関する情報<br>(5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第283号)による児童扶養手当の支給に関する情報<br>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報<br>(7) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく |

|      |  |   |
|------|--|---|
|      |  | <p>条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</p> <p>(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(12) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（12の項において「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</p> |
| 2 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定めるものに関する情報であって、規則で定めるもの   |
| 3 市長 | 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、法別表第1の10の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの        | 次に掲げる情報であって、規則で定めるもの<br><p>(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報</p> <p>(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるものであって、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務に準ずるもの</p>  |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       |   | のに関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）  |
| 4 市長  | 健康増進法（昭和23年法律第68号）による健康増進事業の実施に関する事務であり、法別表第1の76の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの  | 次に掲げる情報であって、規則で定めるもの<br>(1) 地方税関係情報<br>(2) 生活保護関係情報<br>(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報<br>(4) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報<br>(5) 外国人生活保護関係情報 |
| 5 市長  | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による次に掲げる事務であり、法別表第2の10の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの<br>(1) 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給に関する事務<br>(2) 障害福祉サービスの提供に関する事務  | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |
| 6 市長  | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であり、法別表第2の27の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの  | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |
| 7 市長  | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であり、法別表第2の31の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの   | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |
| 8 市長  | 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による次に掲げる事務であり、法別表第2の54の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの<br>(1) 改良住宅の管理に関する事務<br>(2) 家賃又は敷金の決定又は変更に関する事務<br>(3) 収入超過者に対する措置に関する事務 | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |
| 9 市長  | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であり、法別表第2の61の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの   | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |
| 10 市長 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であり、法別表第2の62の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの   | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |
| 11 市長 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であり、法別表第2の70の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定   | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの  |

|       |  |                          |
|-------|--|--------------------------|
|       | めるもの   |                          |
| 12 市長 | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であり、法別表第2の87の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの  | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの |
| 13 市長 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であり、法別表第2の94の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの                      | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの |
| 14 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であり、法別表第2の108の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって、規則で定めるもの |

別表第3（第5条関係）

| 情報照会機関 | 事務  | 情報提供機関 | 特定個人情報  |
|--------|---|--------|---|
| 1 市長   | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であり、法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるものであって、規則で定めるもの | 教育委員会  | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの |
| 2 市長   | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であり、法別表第2の26の項に規定する主務省令で定めるものであって、規則で定めるもの   | 教育委員会  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの              |